

平成31年度

事業計画書

〔平成31年4月 1日から
平成32年3月31日まで〕

公益財団法人 愛知県農業振興基金

平成31年度事業計画および収支予算書

(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

I 事業の目的

愛知県農業の永続的な発展と魅力ある地域社会の形成をめざし、農業者の創意工夫を活かした取組等を積極的に支援、促進することにより、愛知県の農業・農村の振興に取り組む。

また、愛知県農業・農村の振興に尽力し、その功績が特に顕著で他の模範となるものを表彰し、農業者やその関係者の様々な活動を積極的に支援する。

さらに、高齢化などによりリタイアする農家の農地を地域の農業生産の担い手に集約することにより、農業経営の規模拡大と農用地の有効活用を促進し、農業の生産性向上に取り組む。

II 事業の内容

1. 農業・農村振興支援事業

(1) 助成事業

① 農業・農村調査研究事業

- ・農業を取り巻く環境の変化が、農業・農村に及ぼす影響を調査し、今後の農業振興の方策を明らかにする研究に要する経費への助成を行う。

対象者：産学官共同チーム（大学、農業団体、民間企業、NPO、県等）

② 担い手育成活動事業

- ・経営管理能力や新規参入者等の生産・販売技術等を養うため、農業法人等への研修に要する経費等への助成を行う。

対象者：農業後継者のグループ、農業者等の組織する団体、公共団体

③ 新農業ビジネスモデル推進事業

- ・新規商品による産地振興等の農業の新しいビジネスモデルの開発、6次産業化の取組推進等に要する経費への助成を行う。

対象者：農業者等が組織する団体

④ 安全・良質農産物安定供給事業

- ・安全かつ良質な農産物の安定供給に資する次の事業に要する経費への助成を行う。

ア 新品種、新技術の栽培展示及び調査

イ 農業器資材の適合性調査

ウ 生産振興支援活動でのモデル実証

エ 青果物の残留農薬分析、細菌及び食品成分等の検査、分析

オ 畜産物の抗生物質・抗菌剤、病原菌、食品成分等の検査、検査分析

カ 農家・消費者への情報の提供

キ マイナー作物への登録農薬のための調査分析

ク 環境と安全に配慮した農業推進のための協議会開催及び技術導入調査

対象者：農業者が組織する団体

⑤ 園芸優良種苗供給事業

- ・園芸優良種苗の生産供給、生産指導などに要する経費への助成を行う。

ア 優良種苗の生産供給（いちご、ふき、じねんじょ）

イ 優良種苗の生産指導

対象者：農業者が組織する団体

⑥ 農業理解促進事業

- ・愛知県の農業に対する県民等の理解を深めることを目的とした広報資料の作成及び配布に要する経費への助成を行う。

対象者：農業者等が組織する団体、公共団体

- ・県民への農業に対する理解促進を図るための農作業体験活動等や「いいともあいち運動」と連動した取組に要する経費への助成を行う。

ア 農作業体験活動

イ 農業と食（花を含む）に関する出前授業等

ウ 企業等の社員食堂で使用する県産農産物等のPR

エ 消費者団体等と連携した県産農産物等のPR

対象者：農業者等が組織する団体、公共団体

⑦ 直売所の交流&感動拠点化プロジェクト推進事業

- ・直売所を核とした農業理解促進を強化するための取組に要する経費への

助成を行う。

対象者：農業者等が組織する団体、公共団体

(2) 農業功労者表彰事業

本県の農業・農村の振興に尽力し、その功績が顕著で、他の模範となるものを表彰することにより、後に続くものが自信と誇りを持ちその振興に取り組むことを助長し、もって本県の農業・農村の発展に資することを目的として農業振興功労者表彰事業を実施する。

賞の名称：愛知農業賞（あいちアグリアウォード）

2. 農地集積推進事業

高齢化等により農業従事者の減少が進むなか、地域農業の中心となる担い手へ農地の集積と集約を進め、農業の生産性の向上と安定的な農業経営の促進に資することにより本県農業生産基盤の持続発展に資することを目的として農地中間管理事業その他農地集積に関する事業を行う。

(1) 農地中間管理事業

① 農用地等についての農地中間管理権の取得

地域での話し合いによる「人・農地プラン」の策定を通じて農地利用の将来方針を有する地域を中心に農地の利用集積を図り、農地利用の効率化を図るため、所有者からの申請に基づき農地中間管理権を取得し農地を借入れる。また農地利用円滑化事業との統合一体化への対応を通じて円滑な切替が進むよう調整を図り、農地集積の促進を図る。

目標面積：1,100ha（農地面積の1.5%）

② 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け

農地中間管理権を有するすべて農地を対象として借り受け希望登録された農家に利用配分計画等を作成し貸付ける。

③ 農用地等の改良、畦畔除去等利用条件の改善

借り受けた農地のうち、畦畔の除去による大区画化等の利用条件の改善工事を実施する。

④ 農用地等の維持管理

農地中間管理権を有する農用地等について、貸付けを行うまでの間、草刈り等の維持管理等を行う。 (7 ha)

(2) 農業経営基盤強化促進法の特例事業

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地の売買事業を行う。 (1 ha)

3. 事業の推進

- (1) 助成事業については、県内の農業関係機関及び団体等に対し、事業の周知徹底を図るとともに、事業の審査等を行う運営委員会を開催し、助成基準の適切かつ有効な交付を進めるとともに、結果をホームページ等で公表し、事業の活用促進を図る。
- (2) 農業功労者表彰事業については、県内の農業関係機関及び団体等から広く推薦を募り、審査委員会により公正な選考を行い、表彰式等でその功績を広く紹介する。
- (3) 農地集積推進事業については、法施行5年後の見直しの方向付けが示されたことを踏まえ、改正法の動向に注視しつつ、県が定める「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」及び「農業経営基盤強化促進基本方針」に基づき、愛知県・市町村・農業委員会・農協等の関係機関と連携して当事業に取り組む。